

観音寺市総合教育会議の傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市総合教育会議設置要綱（平成27年観音寺市告示第164号）第8条の規定に基づき、観音寺市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、観音寺市総合教育会議傍聴申込書（別紙様式）に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に受け付けるものとする。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が次条に定める定員を超える場合は、抽選によるものとする。

3 傍聴の受付は、会議開催場所の入口前で行うものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会議の開催場所等を勘案して定めるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン、帽子、外とうの類を着用し、又は携帯している者。ただし、病気、その他の理由により会議の許可を得た者を除く。
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機等を携帯している者。ただし、第6条の規定により会議の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にし、かつ、会議における議論に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会場において発言しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、不体裁な行為をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用しないこと。
- (6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 係員の指示に従うこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の取扱い)

第6条 傍聴人は、会場において写真若しくはビデオ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、会議の許可を得た傍聴人は、この限りではない。

(傍聴人への指示)

第7条 会議は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は職員に指示させることができる。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人が、この要綱の規定に違反したときは、会議は当該傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、会議はその者に対して会場からの退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、前条の規定により退場を命ぜられたとき、又は会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が定め

る。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。

別記様式（第2条関係）

整理番号 _____

観音寺市総合教育会議傍聴申込書

第 回観音寺市総合教育会議の傍聴を申し込みます。

なお、会議の傍聴の際は、観音寺市総合教育会議の傍聴に関する要綱を遵守
します。

年 月 日

住 所	
氏 名	